



山形県公報

平成20年7月1日(火)
第1955号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則..... (障がい福祉課) ...941

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の指定..... (健康福祉企画課) ... 同  
生活保護法による指定医療機関の変更の届出..... ( 同 ) ...942  
生活保護法による指定介護機関の指定..... ( 同 ) ...943  
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出..... ( 同 ) ... 同  
道路の区域の変更..... (村山総合支庁西村山建設総務課) ... 同  
一般国道の供用の開始..... (庄内総合支庁建設総務課) ...944  
土砂災害警戒区域の指定..... (河川砂防課) ... 同  
土砂災害特別警戒区域の指定..... ( 同 ) ...948  
建築基準法第86条第1項の規定による認定..... (村山総合支庁建築課) ...950

### 公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... (置賜総合支庁地域支援課) ... 同  
同..... ( 同 ) ... 同  
農地保有合理化学業の実施に関する規程の変更の承認..... (村山総合支庁農業振興課) ...951

## 規 則

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第77号

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県児童福祉法施行細則(昭和42年3月県規則第11号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号の2の2(裏)及び別記様式第4号の3中「16万円」を「28万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第618号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成20年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称        | 指定医療機関の所在地            | 指定年月日    |
|------------------|-----------------------|----------|
| 町立金山診療所          | 最上郡金山町大字金山548番地2      | 平成20.4.1 |
| ライラック調剤薬局        | 酒田市相生町一丁目6番26号        | 同        |
| 日本海総合病院酒田医療センター  | 同 千石町二丁目3番20号         | 同        |
| 日本海総合病院          | 同 あきほ町30番地            | 同        |
| 大竹内科呼吸器科医院       | 天童市老野森一丁目5番1号         | 同        |
| ちとせ薬局            | 山形市双葉町二丁目1番24号        | 同        |
| みかわキッズクリニック      | 東田川郡三川町大字猪子字大堰端379番地7 | 同 4.21   |
| 丸の内ナカムラ薬局        | 米沢市丸の内二丁目3092番地       | 同 4.28   |
| 三浦皮膚科医院          | 村山市駅西18番2号            | 同 4.30   |
| 調剤薬局ツルハドラッグ寒河江西店 | 寒河江市大字寒河江字塩水71外       | 同 5.1    |
| さがえ調剤薬局          | 同 59番地の1              | 同        |
| ヤマザワ調剤薬局南館店      | 山形市南館四丁目1番1号          | 同        |

## 山形県告示第619号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年7月1日

山形県知事 齋藤 弘

## (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

医療法人 二本松会 山形さくら町病院  
山形市桜町2番75号

## (2) 届出の内容

| 指定医療機関の名称      |                    | 変更年月日    |
|----------------|--------------------|----------|
| 変更前            | 変更後                |          |
| 医療法人 二本松会 山形病院 | 医療法人 二本松会 山形さくら町病院 | 平成20.4.1 |

## 山形県告示第620号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成20年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称    | 施設又は実施する事業の種類                    | 指定介護機関の所在地      | 指定年月日      |
|--------------|----------------------------------|-----------------|------------|
| コミュニティママ家    | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護 | 鶴岡市中田字追分162番地2  | 平成20. 4. 1 |
| グループホーム「ママ家」 | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護 | 同 常盤木字関口103番地3  | 同          |
| おしどり薬局 仲谷地店  | 居宅療養管理指導                         | 寒河江市仲谷地二丁目3番地の5 | 同 4.15     |
| どんぐり         | 訪問介護<br>介護予防訪問介護                 | 新庄市本町6番11号      | 同 4.28     |

## 山形県告示第621号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称         | 施設又は実施する事業の種類                    | 指定介護機関の所在地     | 廃止年月日      |
|-------------------|----------------------------------|----------------|------------|
| 宮原病院デイケアセンターみやらはら | 通所リハビリテーション                      | 鶴岡市三和町1番53号    | 平成20. 3.31 |
| グループホーム「ママ家」      | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護 | 同 常盤木字関口103番地3 | 同          |
| コミュニティママ家         | 認知症対応型共同生活介護                     | 同 中田字追分162番地2  | 同          |

## 山形県告示第622号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成20年7月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成20年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

1 道路の種類 一般国道

- 2 路線名 287号  
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                           | 間        | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長         |
|-----------------------------|----------|------|-----------------------|------------|
| 西村山郡河北町大字西里字両所1258番1から<br>同 | 1257番3まで | 旧    | 23.5メートル<br>と<br>17.5 | メートル<br>18 |
| 同                           | 上        | 新    | 17.5メートル<br>と<br>17.5 | 同上         |

## 山形県告示第623号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年7月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成20年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 112号  
 2 供用開始の区間 鶴岡市下川字窪畑204番417から  
同 1番1143まで  
 3 供用開始の期日 平成20年7月1日

## 山形県告示第624号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域     | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|-----------|---------------------|
| 沢の入沢1       | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 針生沢         | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 十本木沢        | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 小鉢沢         | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 太郎沢         | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 沢入沢         | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 宇津野沢        | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 沢の入沢2       | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 大淀沢         | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 本南沢         | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 上野沢 - 1     | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |

|           |          |     |
|-----------|----------|-----|
| 上野沢 - 2   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 蒲沢        | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 堂ノ上沢 1    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 堂ノ上沢 2    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 入水沢       | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 寺沢        | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 日の沢       | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 雨沼沢       | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 鹿の子沢      | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 杉山 2 - 1  | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 杉山 2 - 2  | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 送橋        | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 古槇 2 - 1  | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 古槇 2 - 2  | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 古槇 2 - 3  | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 中堀        | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 古槇 3      | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 十本木       | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 石田淵 2     | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 上郷 - 1    | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 上郷 - 2    | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 上郷 - 3    | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 大舟木 3 - 1 | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 大舟木 3 - 2 | 別紙図面のとおり | 地滑り |

|           |          |         |
|-----------|----------|---------|
| 大舟木 3 - 3 | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 大舟木 3 - 4 | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 下芦沢 - 1   | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 下芦沢 - 2   | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 下芦沢 - 3   | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 立木        | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 立木 2 - 1  | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 立木 2 - 2  | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 大暮山 - 1   | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 大暮山 - 2   | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 白倉 - 1    | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 白倉 - 2    | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 白倉 - 3    | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 大沼 - 1    | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 大沼 - 2    | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 杉山 1 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 杉山 1 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 杉山 1 - 3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 和田 1 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 和田 1 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 和田 1 - 3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩平        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 和田 2      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 猫石        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|          |          |         |
|----------|----------|---------|
| ダンの腰     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 石田淵1 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 石田淵1 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 寺ノ裏      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 平田       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下宇津野     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宇津野 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宇津野 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宇津野 - 3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大船木1     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大船木2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大淀       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 経塚1      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 経塚2      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮ノ下      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上野       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 西山       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 日ノ沢 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 日ノ沢 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 曲淵 - 1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 曲淵 - 2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 森越       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大暮山 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大暮山 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに朝日町役場において縦覧に供する。

## 山形県告示第625号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年7月1日

山形県知事 齋藤 弘

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域     | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|-----------|---------------------|
| 針生沢         | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 十本木沢        | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 小鉢沢         | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 宇津野沢        | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 沢の入沢2       | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 大淀沢         | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 蒲沢          | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 堂ノ上沢1       | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 鹿の子沢        | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 杉山1-1       | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊             |
| 杉山1-2       | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊             |
| 杉山1-3       | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊             |
| 和田1-1       | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊             |
| 和田1-3       | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊             |
| 塩平          | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊             |
| 和田2         | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊             |
| 猫石          | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊             |
| ダンの腰        | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊             |
| 石田淵1-1      | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊             |



|          |          |         |
|----------|----------|---------|
| 石田淵1 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 寺ノ裏      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 平田       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下宇津野     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宇津野 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宇津野 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宇津野 - 3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大船木1     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大船木2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大淀       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 経塚1      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 経塚2      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮ノ下      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上野       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 西山       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 日ノ沢 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 日ノ沢 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 曲淵 - 1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 曲淵 - 2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 森越       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大暮山 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大暮山 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに朝日町役場において縦覧に供する。

## 山形県告示第626号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第1項の規定により、1又は2以上の構えを成す建築物の一の敷地とみなされる一団地の区域は、次のとおりである。

なお、関係図書は、村山総合支庁建設部建築課において縦覧に供する。

平成20年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 認定番号 指令村総建第3号
- 2 認定区域 西村山郡大江町大字本郷字下夕原丙341-64
- 3 認定年月日 平成20年6月19日

---

## 公 告

---

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成20年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成20年6月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 すぎな
  - (2) 代表者の氏名  
佐藤 憲司
  - (3) 主たる事務所の所在地  
長井市森字和合654番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、社会的に弱い立場に立たされている障害者、高齢者等が、地域の中で地域の方々の優しさに包まれ、一人ひとり生活の意欲と自己表現を高め、社会の一員として豊かな日々を過ごすことが出来るよう、障害者及び高齢者の支援に関する各種の事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成20年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成20年6月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 さわやかサービス
  - (2) 代表者の氏名  
佐竹 武司
  - (3) 主たる事務所の所在地  
長井市大町13番3号 好人荘201号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、長井市及びその周辺の住民で、移動の不自由な高齢者や身体の不自由な方または、その家族に対して通院・生活支援等、社会参加のために必要だと思われることを支援する事業を行い、さらに、長井市とその周辺の市町におけるまちづくりや地域づくり活動及び地域循環型農業等を支援する事業を行い、地域福祉

の向上に寄与することを目的とする。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成20年7月1日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所  
東根市農業協同組合  
東根市大字東根甲1390番1号
- 2 農地保有合理化事業の実施地域  
東根市における農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域
- 3 農地保有合理化事業の種類  
(1) 法第4条第2項第1号の規定する農地売買等事業（農用地等を借り受けて、当該農用地等を貸し付ける事業に限る。）  
(2) 法第4条第2項第2号に規定する農地売渡信託等事業
- 4 承認年月日  
平成20年5月26日

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行 | 誤       | 正     |
|------------|------------|-----|---|---------|-------|
| 平成20. 6.20 | 第1952号     | 892 | 3 | 告示第596号 | 告示第9号 |

平成20年7月1日印刷  
平成20年7月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056